

I 地区概要

1 事業概要

- ・事業名称 流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業
- ・施行者 千葉県
- ・施行面積 約68ha
- ・計画人口 約6,800人
- ・事業計画認可 平成17年4月1日
(千葉県住宅供給公社施行時の事業認可：平成11年3月29日)
- ・施行期間 平成10年度～30年度
- ・事業進捗率 約84.6% (平成26年度末現在)

2 地区の位置及び事業目的

(1) 当地区の位置

木地区は、千葉県の北西部、都心から25km圏に位置する水と緑の豊かな流山市の南西部にあります。地区中央から約1kmに、平成17年8月に開業したつくばエクスプレスの「南流山駅」及びJR武蔵野線の「南流山駅」があり、つくばエクスプレスの区間快速を利用すると秋葉原駅まで約20分で到着します。また、JR武蔵野線「南流山駅」からは京葉線直通電車が東京駅へ乗り入れています。

一方、車では常磐自動車道流山インターチェンジ及び、東京外環自動車道外環三郷西インターチェンジからそれぞれ約6kmの交通至便な地区です。

(2) 事業目的

つくばエクスプレス及び周辺市街地と一体となった良好な居住環境を有する住宅地として整備し、都市基盤施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的としています。

II 分譲案内

1 分譲物件

分譲物件は流山市に所在する流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内の次の表に掲げる物件です。

分譲物件は、個人向け戸建住宅用地として分譲します。(法人の申込みは不可。)

物件番号	保留地番号	面積 (㎡)	区分	処分価格単価 (円/㎡)	処分価額 (円)
1	28街区22	153.38	宅地	164,000	25,154,320

※当該物件は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する「保留地」の予定地(以下「保留地」という。)です。

※面積は実測によるものですが、換地処分により確定測量を行う場合があります。この場合、不動産登記の面積は確定測量による面積となり、上表の面積と異なる場合があります。なお、確定測量の面積と異なる場合においても精算は行いません。

※当該物件の詳細は、「IV 物件調書、建設指針、画地区」でご確認ください。

◎保留地について

保留地とは、土地区画整理事業の事業費に充当するため、地権者換地や公共施設用地に定め
ないで、施行者（千葉県）がこれを留保する土地のことをいいます。

また、保留地は、換地処分公告（法第103条第4項）のあった日（以下「換地処分公告
の日」という。）の翌日において、施行者が取得します。（法第104条第11項）

保留地売買契約で売却された保留地は、施行者が換地処分によって取得し、登記（表示登記、
所有権保存登記）を行った後に、譲受人に対して所有権移転登記を行うこととなります。（法第
107条第2項）

それまでの間、譲受人が有する権利は保留地を使用・収益する権利及び換地処分後の所有権
の譲受権となります。

なお、登録免許税等所有権移転登記に必要な費用は、譲受人の負担となります。

2 分譲の流れの概要

分譲物件の譲受人は、公募抽選により決定します。

(1) 公募抽選までのスケジュールの概要

処分の公告

平成27年8月7日（金）

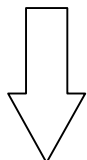
分譲案内書の配布

平成27年8月7日（金）～9月24日（木）

千葉県流山区画整理事務所 販売担当

千葉県県土整備部都市整備局 市街地整備課（県庁中庁舎5階）

詳細は「3 分譲案内書の配布」（P4）を参照

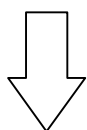


分譲説明会

平成27年9月5日（土） 13:00～

千葉県流山区画整理事務所 3階会議室

「6 分譲説明会」（P5）を参照

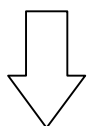


抽選参加申込書提出期間

平成27年9月7日（月）～9月24日（木）

千葉県流山区画整理事務所 販売担当

「7 抽選参加申込み」（P6）を参照

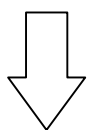


抽選

平成27年10月4日（日） 13:30～

千葉県流山区画整理事務所 3階会議室

「10 抽選」（P7）を参照



当選人確定

(2) 当選者のスケジュール

※ 詳細は、譲受人の決定 P8以降をご参照ください。

譲受人候補者書類提出期限

平成27年10月28日（水）までに必要書類の提出



譲受人決定通知

「11 譲受人の決定」を参照



契約保証金納付

「13 契約保証金」を参照

売買契約締結

「14 保留地売買契約の締結」を参照



売買代金の納付

「15 売買代金の残金の納付」を参照



引渡し

※日程は別途調整

3 分譲案内の配布

(1) 配布場所

- 千葉県流山区画整理事務所 販売担当(木地区換地課) (2階)

流山市南流山1-13 電話04-7150-4501

- 千葉県県土整備部都市整備局 市街地整備課 販売促進担当

千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁中庁舎5階) 電話 043-223-3551

(2) 配布期間・時間

平成27年8月7日(金)～9月24日(木)

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)

※土・日・祝日は配布しません。

(3) 千葉県ホームページからダウンロードが可能です。

1) 千葉県ホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/>) から「保留地販売」で検索

2) ホーム > 入札・契約 > 売却・分譲情報 > 県有地・保留地 > つくばエクスプレス沿線保留地販売のご案内 > 木地区の保留地販売情報

3) URL

<http://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/baikyaku-bunjou/kenyuuchi/tsukuba-horyuu/ki-c-hiku.html>

4 抽選参加資格

- (1) 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成9年千葉県規則第10号)第17条第1号から第3号までの規定(以下参照)に該当しないこと(個人に限る。)

ア 当該抽選に係る契約を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 抽選において、その公正な執行を妨げた者

- (2) IVの「建設指針」及び各関係法令等に適合して、自ら戸建住宅(注1)を建設し居住する者又は自ら若しくは親族(直系2親等以内の者(注2)に限り、かつ、未成年を除く。以下同じ。)が戸建住宅を建設し当該親族(以下「居住予定親族」という。)に居住させることができる者であること。

(注1) 関係法令・条例、都市計画等の範囲内で建設が可能な事務所・店舗の兼用住宅を含みます。(以下、同様とします。)

(注2) 直系2親等以内の親族とは、祖父母、父母、子及び孫です。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない者であること。

なお、「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、以下に該当する者です。

- ① 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ③ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

5 応募の制限

- (1) 抽選参加申込者及びその同一世帯員（同居予定者を含む。）が同じ画地又は複数の画地へ重複して応募することはできません。居住予定親族のために応募する場合には、抽選参加申込者及びその同一世帯員だけでなく、居住予定親族及びその同一世帯員についても同様です。
- (2) 既に木地区の保留地を取得している者は応募できません。

6 分譲説明会

物件概要、手続き等について説明会を開催します。なお、開催は運動公園周辺地区と合同となります。また、駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関でご来場ください。

(1) 分譲説明会

【場所】

千葉県流山区画整理事務所 3階会議室

流山市南流山1-13 電話04-7150-4501

【実施日及び時間】

平成27年9月5日（土）午後1時開始（1～2時間程度）

（注）予約等は特に必要ありません。

※現地案内につきましては、別途、千葉県流山区画整理事務所 電話04-7150-4501)までお問い合わせください。

7 抽選参加申込み

抽選参加申込希望者は、申込みに必要な所定の書類を提出場所まで直接、持参してください。郵送等により提出することはできません。

(1) 抽選参加申込書等の提出期間及び時間

平成27年9月7日（月）～9月24日（木）午前9時～午後5時

※土・日・祝日は提出できません。なお、9月5日（土）のみ分譲説明会終了後に申込みの受付を行います。

(注) 抽選参加申込書等提出期間・時間を過ぎた場合は、提出できませんのでご注意ください。

(2) 抽選参加申込書等の提出場所

千葉県流山区画整理事務所 販売担当（木地区換地課）

流山市南流山1-13 電話04-7150-4501

(3) 申込みに必要な書類

以下の書類が申込みに必要です。なお、申込書類に不備がある場合は、原則として提出することはできません。

ア 抽選参加申込書（第1号様式）

イ 添付書類

① 住民票（提出日前3か月以内に取得した世帯全員が記載され、続柄の入っているもの。）

② 申立書（第2号様式-1又は第2号様式-2）

申込本人自ら居住するために応募する場合は（第2号様式-1）を使用。

居住予定親族のために応募する場合は（第2号様式-2）を使用。

(4) 注意事項

ア 抽選参加申込書（第1号様式）及び申立書（第2号様式-1）について、共有で申し込む場合（同居人又は同居予定者に限り、かつ、未成年者を除く。）は、連名で記入してください。

イ 抽選参加申込書（第1号様式）の使用目的の欄については、利用目的、建設内容を記載してください。

（使用目的の例） 自ら居住するための戸建住宅の建設

ウ 居住予定親族のために応募する場合、住民票は、申込者本人及び居住予定親族それぞれについて世帯全員が記載され、続柄が入っている住民票を添付してください。

なお、当選者となった場合、居住予定親族が申込者本人の直系2親等以内の親族であることが証明できる書類（戸籍謄本等）を提出していただきます。

エ 申込書類について、後日、県から照会又は確認をさせていただく場合があります。

オ 申込書類は返却しません。

8 抽選参加資格の審査

- (1) 提出された申込書類に基づき、「4 抽選参加資格」に掲げた要件について審査を行い、抽選参加資格を認めたときは、抽選参加通知書（第3号様式）を送付します。
なお、当該画地への抽選参加者が1名の場合には、その画地の抽選は行わず、当該抽選参加者を当選者として同人にその旨通知します。
- (2) 審査の過程その他必要があるときには、申込書類等の内容についての説明又は書類の提出を求める場合があります。
- (3) 審査過程、審査結果及びその理由に対する問い合わせ、異議等については、一切応じません。
- (4) 「4 抽選参加資格」の(3)及び(4)の審査に係る千葉県警察本部への照会は、抽選後、当選者についてのみ行い、「暴力団員」又は「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」に該当した場合には、当選者としての資格は失格します。

9 失格事項

- (1) 申込書類の提出方法、提出先、提出期間が守られなかったとき。
- (2) 抽選参加資格のいずれかの要件を欠いたとき。
- (3) 申込書類に虚偽があったとき。
- (4) 抽選参加申込後、申込書類の記載内容に重大な変更が生じたとき。
- (5) 上記の「5 応募の制限」に反して応募したとき。
なお、この場合、抽選参加申込みを行った者全員が失格となります。
- (6) その他この分譲案内書で失格としている事項

10 抽選

同一物件に複数の応募があった場合は、抽選により当選者並びに補欠者を決定します。

抽選参加者ご本人又はその代理人は、抽選への出席をお願いします。やむを得ない事情により出席できない場合は、事前に連絡をお願いします。

- (1) **日時** 平成27年10月4日(日) 午後1時30分から
開場・受付は、午後1時からです。
午後1時30分以降の入場は出来ませんので、余裕をもってお越しください。
- (2) **場所** 千葉県流山区画整理事務所 3階会議室
流山市南流山1-13 電話 04-7150-4501
- (3) **持参するもの** 抽選参加通知書 「8 抽選参加資格の審査」により送付されたもの
「抽選参加通知書」をご持参ください。

※「抽選参加通知書」が届かない場合又は紛失した場合には連絡をお願いします。

抽選当日に、身分を確認させていただくことがありますので、身分を確認できるものを持参してください。また、本人以外が参加する場合は委任状が必要となります。

(当日の連絡)

- 平成27年10月4日(日)の抽選会当日は、下記にて午前9時～午後1時まで連絡を受け付けます。

千葉県流山区画整理事務所 販売担当 (木地区換地課) 電話 04-7150-4501

(4) その他

抽選参加者及びその関係者以外の入場はお断りします。抽選参加者の関係者が入場する場合は、抽選参加者と一緒に受付を行い、入場してください。

なお、抽選会場の収容人員を上回る場合は、入場者数を制限する場合があります。

- ※ 抽選終了後に、当選者には、今後の手続(譲受人の決定に要する必要書類、売買契約、契約保証金・売買代金の納付、土地の引渡しの方法、所有権移転登記等)についてご説明します。

1.1 譲受人の決定

- (1) 抽選の結果については、当選者並びに第1補欠者及び第2補欠者に文書で通知します。

なお、当選者は保留地譲受人候補者となり、平成27年10月28日(水)までに次の書類を千葉県流山区画整理事務所に提出していただきます。当選者が同日までに書類を提出されないときは、当選者の資格・権利を喪失する場合があります。

【提出先】

千葉県流山区画整理事務所 販売担当 (木地区換地課)

〒270-0163 流山市南流山1-13

電話 04-7150-4501

【提出書類】

ア 土地購入・建設に係る資金計画書(資金計画に関連する預金残高証明書、金融機関の発行する融資証明書等を添付)

イ 印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に取得したものに限り。)

ウ 納税証明書(平成26年度の住民税(都道府県民税及び市町村民税)に係るもの)

エ 成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録のないことを証する「登記されていないことの証明書」(提出日前3か月以内に取得したものに限り。)

東京法務局後見登録課又は法務局若しくは地方法務局(本局)の戸籍課で発行。

オ 禁治産宣告(成年被後見人)、準禁治産宣告(被保佐人)、後見の登記及び破産宣告を受けていないことを証する「身分証明書」(提出日前3か月以内に取得したものに限り。)
本籍地の市区町村で発行。

(居住予定親族のための申込みの場合)

居住予定親族が譲受人候補者の直系2親等以内の親族であることがわかる書類(戸籍謄本等)を提出していただきます。

- (2) 譲受人の決定については、提出された書類を審査及び千葉県警察本部の照会の結果によ

り、譲受人が決定したときに、書面で通知します。

- (3) 抽選後に、保留地譲受人を共有から単独所有に変更する場合は、書類の提出が必要となりますので、流山区画整理事務所に速やかにご相談ください。
- (4) 抽選の申込みがなかった区画については、抽選終了後に当選者以外の参加者を対象に優先申し込みの受付を行います。なお、同一区画に複数の優先申し込みがある場合は、直ちにくじにより譲受人候補者を決定します。

また、今後、契約に至らなかった区画については、平成27年11月6日(金)から先着順による一般申込みを行います。申込方法等の詳細は、流山区画整理事務所までお問い合わせください。

1 2 売買契約書及び主な特約事項

- (1) 保留地売買契約書(例)は、別添のとおりです。

なお、居住予定親族のために保留地を取得する場合は、契約書の内容の一部を当該保留地の使用の態様に応じて変更する必要がありますので、あらかじめご了解ください。

- (2) 主な特約事項は次のとおりです。

ア 保留地の使用目的

保留地の譲受人は、売買土地の引渡しの日から起算して3年以内に、自ら戸建住宅を建設し居住を開始するものとします。また、居住予定親族のために買い受けた者は、売買土地の引渡しの日から起算して3年以内に、自ら若しくは居住予定親族が戸建住宅を建設し居住予定親族の居住を開始させなければなりません。

イ 保留地に係る権利の譲渡

- ① 保留地売買契約の締結日から起算して5年以内に、譲受人が当該保留地に係る権利を譲渡する場合は、事前に千葉県知事の承認が必要となりますが、住宅が建設されずに、更地の状態のままの権利譲渡は、原則、認められません。

(事前承認の例)

- ・譲受人が死亡、破産等したことにより、権利譲渡が必要と判断されたとき。
- ・譲受人から相続、贈与等されたとき。

- ② 権利譲渡を事前承認するときは、千葉県として条件を付す場合があります。

(条件の例) 使用目的を変更しないこと。

なお、契約とは別に、保留地処分規則第33条第2項の規定により、法第107条第2項の所有権移転登記の完了前まで、権利譲渡する場合は知事の承認が必要となります。

ウ 公序良俗に反する使用等の禁止

売買土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買土地の使用及び収益を目的とする権利を設定させる行為を禁じます。

エ 契約の解除・買戻し

契約締結の日から起算して5年以内に次の各号の一に該当するときは、千葉県は契約

を解除し、又は保留地を買い戻すことができます。

- ① 売買代金全額を納付しないとき
- ② 上記の「ア 保留地の使用目的」、「イ 保留地に係る権利の譲渡」又は「ウ 公序良俗に反する使用等の禁止」のいずれかに違反したとき。
- ③ 上記のほか故意又は重大な過失により契約の履行を妨げたとき。

1 3 契約保証金

保留地売買契約は、譲受人決定通知（「11 譲受人の決定(2)」参照）を受領された日から15日以内に締結していただきますが、契約を締結するためには、保留地売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付していただく必要があります。金額については、譲受人決定通知を送付するまでにご連絡ください。譲受人決定通知と併せて納入通知書を送付します。

契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納付後に、売買代金に充当することとなります。契約保証金には、利息を付さないものとします。

なお、契約締結後、売買代金と契約保証金の差額の納付がない場合、契約保証金は返還しませんので、ご注意ください。

(注) 納付は千葉県の指定金融機関である千葉銀行の本店又は支店の窓口で、県が送付した納入通知書により納付していただきます。

1 4 保留地売買契約の締結

保留地売買契約は、譲受人決定通知（「11 譲受人の決定(2)」参照）を受領された日から15日以内に締結していただきます。

契約保証金の領収書と契約書に貼付する収入印紙（「18 留意事項(6)①」参照）を持参のうえ、流山区画整理事務所までお越しいただきます（詳細は別途お知らせします。）。

保留地売買契約を締結後に、今後の手続（売買代金の支払方法、契約保証金の売買代金への充当、引渡しの方法、所有権移転登記等）についてご説明いたします。

1 5 売買代金の残金の納付

売買代金の残金（売買代金と契約保証金の差額）は、保留地売買契約の締結後に県が発行する納入通知書により、保留地売買契約の締結日から起算して60日以内に納付していただきます。

(注) 納付は千葉県の指定金融機関である千葉銀行の本店又は支店の窓口で納入通知書により納付していただきます。

1.6 売買代金の納付に際し借入れを行う場合

保留地は従前地のない土地であるため、換地処分公告の日の翌日に施行者（千葉県）が所有権を取得するまで譲受人への所有権移転ができません。したがって、抵当権も登記できません。

このため、金融機関が保留地の購入資金に対しローンを実行しようとするとき、事前に担保権設定に係る覚書を千葉県と締結する必要がありますので、土地代金について金融機関から借入れを予定しているときは、流山区画整理事務所にご相談ください。

（参考）木地区において千葉県と保留地ローンの覚書を締結している金融機関等

- ・住宅金融支援機構のローン（フラット35）：全ての取扱金融機関
- ・銀行の独自ローン：千葉銀行（相談窓口：流山おおたかの森支店）、京葉銀行、三井ホームリンケージ、福井銀行・福井信用サービス（株）、住信SBIネット銀行（株）、中央労働金庫

1.7 保留地の引渡し

保留地の引渡しは、県が売買代金の残金の納付を確認した後に、譲受人と県の両者の立会いにより行います。日程等については、事前に、譲受人と県で調整のうえ決定します。

また、分譲する保留地は、現況有姿の状態での引渡しとなりますので、土地の現況をよくご確認のうえ、お申し込みください。

1.8 留意事項

(1) 物件調書について

IVの「物件調書」は、土地取得意向者が物件の概要を把握するための参考資料であり、抽選参加申込みに当たっては、必ず申込者自身において現地及び諸事項を調査確認の上お申し込みください。

(2) 建設工事等について

ア 建設工事に当たっては、IVの「建設指針」及び関係法令等の適用内容について譲受人自らの責任で確認し、関係機関と十分協議し、遵守してください。

イ 建設工事に係る基礎工事の実施に当たっては、譲受人の負担において地盤等を十分調査し、必要に応じて補強等の適切な措置を講じてください。

各画地では、当該地区の宅地整備基準に基づく目標値である長期許容支持力 30kN/m^2 を平均的に確保していますが、全ての位置においてこれを保証しているものではありません。

ウ 建設工事に伴う騒音、振動、ほこり等の周辺への配慮については、譲受人の責任において対策を講じてください。

エ 供給処理施設（給水、雨水、汚水、ガス）の取り出しについては、物件調書のとおりで

す。

(3) 住居の表示について

住居の表示については、字の区域及び名称の変更までの間、販売区画の底地番、販売区画の街区・画地番号を併記して使用していただきます。お使いいただく底地番、街区・画地番号については、千葉県流山区画整理事務所 木地区換地課 にご確認ください。

(4) 権利譲渡等の申告又は届出について

ア 当該保留地について、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後の所有権移転登記が行われるまでに、権利譲渡等が行われたときには、法第85条第1項又は同条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）（以下「施行規則」という。）第23条の規定により以下の書類を遅滞なく千葉県に申告又は届出をしてもらう必要があります。

（権利の申告をする場合）

- ① 借地権申告書（施行規則第23条第1項で準用する第16号第1項）
- ② 借地権以外の権利の申告書（施行規則第23条第2項）
- ③ 添付図書等（施行規則第23条第3項及び第4項）

（注）保留地の売買代金に関して金融機関から借入れを行う場合で、保留地に関して金融機関の担保権が設定される場合は、担保権設定についての千葉県知事の承認及び権利の申告が必要となります。その場合、金融機関によっては県の承認が受けられない場合がありますので、ご注意ください。（「16 売買代金の納付に際し借入れを行う場合」参照）

（権利変動の届出をする場合）

- ① 権利変動届出書（施行規則第23条第5項）
- ② 添付図書等（施行規則第23条第6項で準用する第3項）

（注）申告した権利に変動があった場合には、届出が必要となります。事例としては、売買・相続による権利者の移転や、借入金の返済に伴う担保権の消滅等です。

この届出は、将来事由が発生した場合には遅滞なく行うことが必要となります。

イ 上記の申告又は届出に基づいて、保留地に関する権利が、千葉県で管理している保留地処分台帳、保留地権利台帳に記載されます。

(5) 公租公課の負担について

保留地に対して賦課される公租公課（固定資産税、都市計画税等）は、保留地の引渡し後、譲受人の負担となります。

○固定資産税・都市計画税（市町村税）

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地や家屋を所有している方（都市計画税は市街化区域内等に土地や家屋を所有している方）が市町村に納める税金です。詳細については、流山市財政部資産税課にお問い合わせください。

(6) 費用負担について

保留地を取得するために、譲受人が負担する主な費用は以下のとおりです。

①印紙税（国税）

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼付することにより納める税金で、

税額は次のとおりです。

(平成26年4月1日から平成30年3月31日までの税軽減措置による)

契約金額(売買代金) 1,000万円超5,000万円以下 印紙税額 1万円

②不動産取得税(県税)

有償・無償又は登記の有無を問わず、不動産(土地・家屋)を取得した場合に一度だけ千葉県に納める税金です。詳細については、千葉県松戸県税事務所不動産取得税課にお問い合わせください。

③登録免許税(国税)

土地や建物の所有権等の登記をする方が納める税金です。税額は、原則として、取得した土地の価格(固定資産税評価額)に税率20/1,000を乗じた額です。

なお、所有権移転登記は、換地処分公告(平成30年度末予定)の後になります。

※物件の詳細に関するお問い合わせは、
千葉県流山区画整理事務所 木地区換地課 までお願いします。

電話 04-7150-4501

※契約等の手続きに関する問い合わせは、
千葉県流山区画整理事務所 販売担当(木地区換地課) までお願いします。

電話 04-7150-4501